⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;

① It must be a person who doesn't correspond to the person and the bankrupt who doesn't have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.

② It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.

③ have the Grade A, B or C in "Services" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2010, 2011, 2012

④ prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly

⑤ prove to have the ability to provide sufficient service with certainty

⑥ prove to have no false statement in tendering documents

⑦ prove neither the business condition nor credibility is deteriorating

⑧ meet the qualification requirements which official in charge of disbursement of the procuring entity may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order

⑺ Time-limit for Tender : 11 : 00 AM, 18 December, 2012

⑻ Contact point for the notice : Kazuyasu Sannomiya, Accounting Section, Management Department, MINAMI-KANTO Regional Headquarters, Japan Pension Service, 2―12―1, Okubo, Shinjuku-ku, Tokyo 169―8012 Japan TEL 03―5155―1709

入札公告の取消

次のとおり取り消します。

平成 24 年 10 月 17 日

分任支出負担行為担当官

防衛省装備施設本部副本部長

（艦船車両担当）　佐藤　直人

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

○第 53 号

1　平成24年８月24日　第36号（号外政府調達第162号）15ページ１段目３行目「１⑵⑯　フライス盤　１式」の入札を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 24 年 10 月 17 日

支出負担行為担当官

東北地方整備局副局長　梶原　康之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

○第 29 号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　八戸港八太郎地区防波堤（北）（災害復旧）上部外工事（その３）

⑶　工事場所　青森県八戸市八戸港港内

⑷　工事内容　上部工　１式、付属工　１式、消波工　１式、構造物撤去工　１式

⑸　工期　平成25年３月29日まで。

⑹　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑺　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。

⑻　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、入札時に施工計画等の資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の対象工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑾　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、1,150点以上の者であること。）

なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の点数を750点以上とする。

⑷　会社更生法に基づき更生手続きの申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成９年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

１）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者

以下のア）及びイ）の施工実績とする。

但し、ア）とイ）は別件工事でもよいものとする。

ア）海上における防波堤工事において、上部コンクリートを打設した工事。

イ）海上における防波堤工事において、コンクリート製の消波ブロックを据付した工事。

２）特定ＪＶの代表者以外の構成員

・海上において、コンクリートを打設した工事。

３）当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第４第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、平成９年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる工事の施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

以下のア）又はイ）の施工実績とする。

ア）海上における防波堤工事において、上部コンクリートを打設した工事。

イ）海上における防波堤工事において、コンクリート製の消波ブロックを据付した工事。

特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、規定しない。

３）当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。